

地域総合治水推進計画の概要

総合治水条例では、計画地域ごとに「地域総合治水推進計画」を策定し、河川や下水道を整備する「ながす」、校庭やため池などを活用し雨水を一時的に貯留・浸透させて流出を抑える「ためる」、浸水した場合でも、被害を小さくする「そなえる」を組み合わせた「総合治水」に取り組んできました。

「地域総合治水推進計画」策定から概ね10年間の経過したことから、これまでの取組み実績を整理したうえで計画改定を行い、関係者と連携しながら更なる総合治水の推進に取り組んでいます。

1 計画地域

丹波県民局管内では、3流域で策定。

②阪神西部（武庫川流域圏）（R6.5改定）

⑤東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）
（改定中）

⑩丹波東部（竹田川流域圏）（改定中）



推進計画の策定地域

2 地域総合治水推進計画の改定経緯

H24.4 総合治水条例施行

H26.3 地域総合治水推進計画の策定

H30.3 中間見直し①

〔水防法の改正等〕

R3.3 中間見直し②

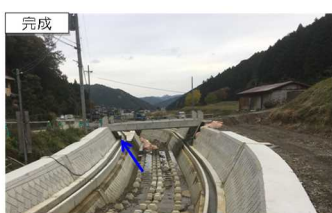
〔河川対策アクションプログラム追加〕

R6 策定から概ね10年間 → **今回改定**

3 丹波東部（竹田川）地域総合治水推進計画に記載の概要

●ながす（河川下水道対策）

- ・護岸整備、井堰統合、橋梁改築他
- ・堤防補強 等



被災した河川の改良復旧 前山川

●ためる（流域対策）

- ・開発行為に伴う調整池の設置
- ・ため池、校庭、水田等での雨水貯留浸透機能の確保
- ・既存ダムにおける事前放流の実施
- ・森林の整備及び保全

●そなえる（減災対策）

- ・ハザードマップの更新・配布
- ・防災情報の把握・伝達
- ・防災学習・訓練の実施
- ・フェニックス共済への加入促進